

# 報 道 資 料

平成30年10月19日  
総務部法務文書課総務調整係  
担当：松井、西川  
ダイヤル：0742-27-8331  
内線：2355、2348

## 行政文書管理等の一層の適正化に向けた取組について

奈良県では、行政文書管理・情報公開事務に関する事務執行上の課題に対応するため、国における公文書管理の適正化の取組も参考に、「行政文書管理等の一層の適正化を図る取組について」をとりまとめ、改善策を提示しました。

今後は、改善策の実現に向けて、制度改正や運用改善に順次取り組んでいくこととし、第一弾として、必要な規程の改正と、情報公開制度に係るマニュアルの作成を行います。

### 記

1. 「行政文書管理等の一層の適正化を図る取組について」において、大きく3点の改善策を提示。

- ①行政文書管理ルールの改善と例規への位置づけ
- ②行政文書管理制度・情報公開制度の監理組織の強化
- ③行政文書管理制度・情報公開制度に係る職員の能力向上・意識改革

2. 改善策の実現に向けた取組の第一弾として、以下の取組を実施。

#### (1) 行政文書管理と情報公開等を統括する総括責任者を関係規程に位置づけ

- ① 「奈良県行政文書管理規程」を改正し、「総括文書管理責任者」及び「副総括文書管理責任者」を設置する（それぞれ総務部次長（法務文書担当）及び法務文書課長をもって充てる）。

施行日：平成30年11月1日（予定）

- ② 「奈良県情報公開事務取扱要綱」及び「奈良県個人情報保護事務取扱要綱」を改正し、それぞれについて総括責任者及び副総括責任者を設置する（それぞれ総務部次長（法務文書担当）及び法務文書課長をもって充てる）。また、本庁各課室及び出先機関に「情報公開責任者」及び「個人情報保護責任者」を置く。

施行日：平成30年10月19日

#### (2) 「これだけは読もう！情報公開マニュアル」の作成

情報公開事務を適正に行うことができるよう、その指針となる、使いやすい職員向けのマニュアル「これだけは読もう！情報公開マニュアル」を作成し、庁内に周知。

（「これだけは読もう！情報公開マニュアル」の構成）

- I. はじめに知っておいてほしい大切なこと
- II. 開示請求があったとき
- III. 審査をするにあたって
- IV. 開示にあたって

（編集のポイント）

- ・事務処理の流れに沿ってわかりやすく整理
- ・職員が業務を円滑に行えるよう、「行政文書」の判断や請求文書の特定など、重要なポイントについて重点的に記載